

(平成24年4月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和34年1月1日から同年5月10日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月30日から同年10月4日まで
② 昭和33年12月9日から34年5月10日まで

私の父が所持していた船員手帳には、申立期間①についてB社による雇入期間及び申立期間②についてA社による雇入期間として記録されており、船員保険料も控除されていたと思うので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持していた船員手帳により、昭和33年12月9日から34年11月10日までの期間において、A社が所有するC船舶に甲板員として雇い入れられていることが確認できる。

また、船員手帳において昭和33年11月にA社が所有するC船舶に雇い入れられていることが確認できる同僚3人は、A社に係る船員保険被保険者名簿により、同年12月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立事業所は、申立期間②当時、雇入日の属する月の翌月1日に船員保険被保険者の資格を取得させている状況がうかがえ

る。

さらに、同僚の一人は、「申立期間②当時、冬場には臨時の漁としてマグロ漁が行われており、その乗組員は約 20 人であった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によると、昭和 33 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得している者は 18 人であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 34 年 1 月 1 日から同年 5 月 10 日までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 34 年 5 月の船員保険被保険者名簿の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の船舶所有者による納付義務の履行について、申立事業所は、「申立期間②当時の資料は保存されておらず、詳細は不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 33 年 12 月 9 日から 34 年 1 月 1 日までの期間については、前述のとおり、申立事業所は、申立期間②当時、雇入日の属する月の翌月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得させている状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

申立期間①について、船員手帳によると、申立人は、B 社が所有する D 船舶に甲板員として昭和 32 年 7 月 11 日から同年 10 月 4 日までの期間において雇い入れられていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は既に死亡していることから同僚等の氏名を確認することができない上、B 社に係る船員保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日と同じ昭和 32 年 7 月 10 日に資格取得したことが確認できる同僚 3 人のうち 2 人は既に死亡しており、残る一人は連絡が取れないことから、申立人の当該事業所における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、B社は、「申立期間①当時の資料は保存されておらず、当時を知る人もいないので何も分からない。」と回答している。

さらに、船員保険被保険者名簿及び台帳はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人のA社に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和17年6月1日から18年4月1日までの労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記の資格取得日に係る記録を17年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年5月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年11月1日まで
② 昭和41年5月16日から同年6月1日まで

昭和12年4月1日にA社に入社し、45年11月30日に定年退職するまでの期間において、兵役の期間を除き継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間①及び同社C事業所から同社B事業所に転勤した時期である申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社が提出した人事記録により、申立人は、昭和12年4月1日から45年12月に定年退職するまでの期間において、A社に勤務し製造の業務に従事していたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和18年4月1日から同年11月1日までの期間について、A社D事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が同年4月1日に被保険者資格を取得したことが認められる。

さらに、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められているところ、前述の人事記録において、申立人は、当時、製造の業務に従事していたことが確認できること、当該被保険者名簿では、申立人に係る「種別」欄に乙種と記載されていることなどから判断すると、申立人は、労働者年金保険法の適用対象者であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、昭和17年6月1日から18年4月1日までの期間について、A社は、申立人は当該期間において正社員として勤務しており、当時、労働者年金保険の加入資格の要件を満たす者は全て加入させていたと考えられることから、申立人についても当該期間において労働者年金保険に加入させていたと思う旨回答している。

また、A社D事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和17年6月1日以前に健康保険の被保険者資格を取得し、同事業所で勤務する労働者であったことが確認できる申立人と同じ職種で同年齢の同僚は、オンライン記録では同年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和17年6月1日から18年4月1日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の同僚の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る労働者年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び人事記録により、申立人は、A社B事業所に継続して勤務(昭和41年5月16日にA社C事業所から同社B事業所に異動)していたことが確認できる。

また、A社は、厚生年金保険の関連資料は残っていないものの、人事記録により、申立人は当該期間においても当社で継続して勤務していることが確認でき、当社の届出手続の誤りで、被保険者記録が欠落したものと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和41年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が、厚生年金保険の関連資料は残っていないものの、人事記録により、申立人は当該期間においても当社で継続して勤務していることが確認でき、当社の届出手続の誤りで、被保険者記録が欠落したものと考えられる旨回答していることから、事業主は、昭和41年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 2 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所に職員として勤務した。

申立期間中はフルタイムの勤務で、正社員と同様に夜勤も行ったが、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされている。申立期間と同じ職員として勤務していた昭和 55 年 4 月以降は、厚生年金保険の被保険者期間とされているにもかかわらず、申立期間が被保険者期間とされていないのは納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に保管されている人事記録によると、申立人が、申立期間において、当該事業所に職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の社会保険事務担当者は、申立期間当時の職員について、「原則として、厚生年金保険に加入させていたが、契約期間が短期の場合は厚生年金保険に加入させない場合もあったようだ。」と回答しているところ、前述の人事記録によると、申立期間における申立人の雇用契約は、約2か月から3か月間の雇用契約が複数回にわたり更新され、申立期間直後の雇用契約期間（1年間）に比較して短期間である上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、当該雇用契約期間（1年間）の開始時点（昭和 55 年 4 月 1 日）で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間中の昭和 54 年 5 月 10 日付けで払い出されたことが確認できる上、

国民年金保険料収納整理簿において、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 28 日から 45 年 1 月 21 日まで

私は、平成 20 年頃、年金記録の確認の際に、A社を退職後、脱退手当金が支給されていることを知った。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和45年3月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、「小切手 45. 3. 14 交付済」の押印が確認でき、この日付はオンライン記録の脱退手当金支給日と一致している。

さらに、当該請求書の住所欄には、A社が加入していたB基金の住所地が記載されている上、前述の被保険者名簿で脱退手当金を受給していることが確認できる同僚の一人は、事業所を通じ脱退手当金に関する説明があり、後日郵便局に脱退手当金を受け取りに行った旨供述していることから判断すると、A社の依頼に基づく当該基金による代理請求がされたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。